

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正について

令和元年6月に交付された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月から3段階で施行されました。令和3年6月の「第1種動物取扱業者の登録拒否事由の追加」「犬猫の販売時の対面による情報提供の充実」「動物取扱責任者の要件の充実」などがあり、古くから猫の販売をされている方は令和5年5月31日までに「動物取扱責任者の要件の充実」が満たされなければなりませんので注意してください。

今後「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」に対応していく必要がありますので猫について述べていきます。

1、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造と規模と管理

これは飼育を行う際の設備等の基準となり、ケージ飼育の場合は猫はタテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。平飼い等は床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。また1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施は、ケージサイズと同時に適用されます。

経過措置として、新規事業者は令和3年6月から適用、既存事業者は令和4年6月から適用

2、従事する職員の数

1人当たり繁殖猫25匹、販売猫等30匹が上限、親と同居している子猫及び繁殖の用に供することをやめた猫は頭数に含めない。経過措置として、新規事業者は令和3年6月に完全施行、既存事業者は段階的に適用し令和6年6月から完全施行(第1種動物取扱業)

3、環境の管理

飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

4、疾病等に係る措置

1年以上継続して飼養又は保管を行う猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。

繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

5、展示、輸送の方法

猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。

それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中で展示を行わない時間を設けること。

飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。

6、繁殖に関する規定

猫は雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

帝王切開を行う場合は獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け5年間保存すること。

猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない猫の繁殖をさせないこと。

経過措置として マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数確認に対する実効性を担保できることを考慮しメスの交配年齢、出産回数に係る規定は、令和4年6月から適用。

7、動物の管理に関すること

猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態。

猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。

運動スペース分離型飼養等を行う場合、猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。

猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、猫との触れ合いを毎日行うこと。

8、幼齢の犬、猫の販売時の制限

繁殖した猫を販売する場合は、57日齢以上であること。

以上、第1種動物取扱業を継続していく上で遵守していかなければなりませんので早急な対応が臨まれます。